



基盤棟北側に危険物倉庫が設置されており、第4類の試薬保管庫並びに少量危険物保管庫保管（第4類を除く）として運用しています。以下の利用規程に従って使用願います。

基盤系危険物倉庫管理者：複雑理工学専攻 佐々木岳彦 准教授 takehiko@k.u-tokyo.ac.jp

危険物屋内貯蔵所利用規程

2008年11月6日（2016年3月22日改訂）

（使用開始の手続き）

- ・ 使用を希望する研究室は基盤系危険物倉庫管理者または基盤棟管理委員会に申し出て下さい。貯蔵所内の位置の割り当てを行い、研究室へ通知致します。薬品を危険物倉庫に保管していることを、必ずUTCIMS注)に登録してください。

（安全管理）

- ・ 毎年2回、危険物倉庫管理者と基盤棟管理委員会および使用研究室のメンバーにより、貯蔵所の立ち入り検査（安全確認）を行う。また、危険物倉庫管理者と基盤棟管理委員会は毎月1回、立ち入り検査を行う。

（試薬の管理）

- ・ 研究室毎にUTCIMSで管理すると同時に、保管試薬表を作成して貯蔵所内に保管する。試薬瓶（カン）毎に、所定のラベルを貼る。

（貯蔵所への入室）

- ・ 危険物倉庫を利用するには、基盤棟1階の総務チームの窓口で鍵を借りてください（窓口業務は午前9時から午後5時まで）。この時間外にやむを得ず危険物倉庫を利用する場合は教員が責任を持って鍵を借りてください。いずれの場合でも、総務チームの鍵の借り受け簿に記載するとともに、危険物倉庫の出入記録も記録してください。

（少量危険物保管庫についての規定）

- ・ 上記の規定のほかに、少量危険物保管庫（第4類を除く）については、耐震と類別管理のために、中仕切りコンテナに研究室名と危険物類別を明記し、その中に試薬を入れて保管する。

注)

[UTCIMS : 化学物質・高圧ガス管理システム](#)